第 4 回青梅市選挙管理委員会会議録								
開催日時 令和7年6月2日 午前10時00分								
場		所	市役所	5階	6 (0 1 🕏	会議室	
委員長 川 鍋 信 夫 書記長 須 崎 満								
出出	席	者	委員	根	本	太	夫	書 記 西 村 晃
	7113	н	同	Ш	下	秀	明	
			同	桑	原	顯	正	,
記	録	者	書記	西	村		晃 	
1 2	あいさつ)川錦	委員長					
(1)	行事報	告につ	いて 別組	のと	おり			
(2)	東京都	『議会議	員選挙(青	梅市	選挙	区)	立候補	, 届出関係書類事前審査受付状況
**********	につい	って別	紙のとおり					
								会一般質問通告者および件名につ
			とおり					
								こ…原案どおり可決
								ついて 原案どおり可決
	義案第.8	号	方自治法等	の規	定に	よる	選挙権	を有する者の総数の50分の1
			よび3分の	1の	数に	つい	て原	原案どおり可決
<u> </u>	義案第9	号 市	町村の合併	の特	例に	関す	る法律	*の規定による選挙権を有する者
	の総数の6分の1の数について 原案どおり可決							
4 3	その世	<u> </u>						
(1)	今後の	行事子	定について		紙の	とお	5 b	
(2)	東京都	議会議	員選挙およ	び参	議院	議員	選挙に	こおける委員関係日程表について

別紙のとおり
(3) 次回委員会の開催日程について
日時:令和7年6月12日(木)午前10時00分
会場:市役所6階 601会議室
議 題:選挙人名簿登録者の決定について ほか
(4) その他
閉 会 日 時 令和7年6月2日 午前10時45分

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するために、委員長 および委員ここに署名する。

令和7年6月12日

青梅市選挙管理委員会

第4回青梅市選挙管理委員会日程

 令和7年6月2日

 午前10時0分

 市役所6階

 601会議室

- 1 あいさつ 川鍋委員長
- 2 報告事項 (1) 行事報告について
 - (2) 東京都議会議員選挙(青梅市選挙区)立候補届出関係 書類事前審査受付状況について
 - (3) 令和7年市議会定例会令和7年6月定例議会一般質問 通告者および件名について
- 3 議 事 議案第6号 選挙人名簿登録者の決定について

議案第7号 選挙人名簿登録者の抹消決定について

議案第8号 地方自治法等の規定による選挙権を有する者 の総数の50分の1および3分の1の数につ いて

議案第9号 市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数について

- 4 その他 (1) 今後の行事予定について
 - (2) 東京都議会議員選挙および参議院議員選挙における委 員関係日程表について
 - (3) 次回委員会の開催日程について

日 時 令和7年6月12日(木) 時 分 会 場 市役所6階 601会議室 議 題 選挙人名簿登録者の決定について ほか

(4) その他

行事報告

(1) 東京都選管関係

月日	会 議 名	場所	時間	出 席 者
	該当	iなし		

(2) 全選連関係

月日	会	議名		場所	時間	出席者
5月22日	全定期	選総	連会	文京シビックホール	13:00	委員長、委員 (局長は 都議選事前審査対応 により欠席)
5月23日	全 選 挙 事	選 務 研	連究会	銀座ブロッサム	10:00	(都議選事前審査対応により欠席)

(3) 都市選連関係

月 日		会 話	義 名			場所		時間	出席者
5月20日	都 第 2	市 回 事	選 務 局	連 長 会	書	面	開	催	局長

(4) 明るい選挙推進(都市推協等)関係

月日	会 議 名	場所	時間	出席者
	該当	iなし		

(5) 市部第1ブロック (八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野) 単独選挙

月日	選挙名				
	該当なし				

選挙人名簿登録者の決定について

令和7年6月2日現在で調製する選挙人名簿に青梅市

以下1,121人(男635人、 女486人)を登録資格があると認めるので、公職選挙法(昭和25年法 律第100号)第22条第1項の規定により登録決定する。

令和7年6月2日

〇 公職選挙法

(登録)

- 第二十二条 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、登録月の一日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方自治法第四条の二第一項の規定に基づき条例で定められた地方公共団体の休日(以下この項及び第二百七十条第一項において「地方公共団体の休日」という。)に当たる場合(当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるときを除く。)には、登録月の一日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。以下この項において「通常の登録日」という。)に選挙人名簿に登録しなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、天災その他特別の事情がある場合には、政令で定めるところにより、登録の日を通常の登録日後に変更することができる。
- 2 前項の規定による登録は、当該市町村の区域の全部又は一部を含む区域において選挙が行われる場合において、登録月の一日が当該選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日の前日までの間にあるとき(同項ただし書の規定により登録の日を当該選挙の期日後に変更する場合を除く。)には、同項本文の規定にかかわらず、登録月の一日現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、行わなければならない。
- 3 市町村の選挙管理委員会は、選挙を行う場合には、政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会)が定める日(以下この条において「選挙時登録の基準日」という。)現在(当該市町村の選挙人名簿に登録される資格のうち選挙人の年齢については、当該選挙の期日現在)により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を当該選挙時登録の基準日に選挙人名簿に登録しなければならない。
- 4 第一項の規定による登録は、選挙時登録の基準日と登録月の一日とが同一の日となる場合には、行わない。

選挙人名簿登録者の抹消決定について

令和7年6月2日現在で、選挙人名簿に登録されている者で転出後4か月を経過した青梅市 以下718人(男396人、女322人)および令和7年5月23日までに死亡の届出が行われた青梅市

以下450人(男230人、女220人)を公職選挙 法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により抹消決定する。

令和7年6月2日

〇 公職選挙法

(表示及び訂正等)

- 第二十七条 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が第十一条第一項若しくは第二百五十二条若しくは政治資金規正法第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。
- 2 市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第二項に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿に同項の規定に該当する者である旨の表示をしなければならない。
- 3 (省略)

(登録の抹消)

- 第二十八条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の 各号のいずれかに該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至つたときは、その旨を告示しなければならない。
 - 一 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
 - 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該**市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後四箇 月を経過するに至つたとき。**
 - 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
 - 四 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

(在外選挙人名簿)

- 第三十条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行う。 2 (省略)
- 3 市町村の選挙管理委員会は、第三十条の五第一項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿の登録を 行い、及び同条第四項の規定による申請に基づき在外選挙人名簿への登録の移転(選挙人名簿から抹消 すると同時に在外選挙人名簿の登録を行うことをいう。以下同じ。)を行うものとする。

4~6 (省略)

地方自治法等の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項、第86条第4項 および地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項ならびに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項、第5条第1項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりである。

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 2,218人
- 2 同 3分の1の数 36,960人

令和7年6月2日

諸請求に要する選挙権を有する者の数

根拠法令	条項	項目	必要数
	第74条第5項	条例の制定または改廃の請求とその処置	50分の1
	第75条第6項	監査の請求とその処置	
111 1 1 1/2 1/4	第76条第4項	議会の解散の請求とその処置	
地方自治法	第80条第4項	議員の解職の請求とその処置	
	第81条第2項	長の解職の請求とその処置	3分の1
	第86条第4項	役員の解職の請求とその処置 ※役員:副市長、選管委員、監査委員等	
地方教育行政の組織及 び運営に関する法律	第8条第2項	解職請求 ※教育長または教育委員	
市町村の合併の特例に	第4条第1項	合併協議会設置の請求 ※単独請求	50分の1
関する法律	第5条第1項	合併協議会設置の請求 ※同一請求	

市町村の合併の特例に関する法律の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数について

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項および第5条第15項の規定による青梅市における選挙権を有する者の総数の6分の1の数は次のとおりである。

選挙権を有する者の総数の6分の1の数 18,480人

令和7年6月2日

○ 市町村の合併の特例に関する法律

(合併協議会設置の請求)

第四条 **選挙権を有する者**(市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者(公職選挙法(昭和二十五年 法律第百号)第二十二条第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人 名簿に登録されている者をいう。)をいう。以下同じ。)は、政令で定めるところにより、その総数の 五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市 町村の合併の相手方となる市町村(以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」とい う。)の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2~4 (省略)

5 前項のすべての回答が**合併協議会設置協議について議会に付議する旨のものであった場合**には、合併請求市町村の長にあっては同項の規定による合併対象市町村の長への通知を発した日から六十日以内に、合併対象市町村の長にあっては同項の規定による通知を受けた日から六十日以内に、それぞれ**議会を招集し、合併協議会設置協議について議会に付議しなければならない。**この場合において、合併請求市町村の長は、その意見を付けなければならない。

6~8 (省略)

- 9 第五項の規定による議会の審議により、**合併協議会設置協議について、合併請求市町村の議会がこれを否決し、かつ、すべての合併対象市町村の議会がこれを可決した場合**には、合併請求市町村の長は、合併請求市町村の議会が否決した日又はすべての合併対象市町村の長から第七項の規定による通知を受けた日のうちいずれか遅い日(以下この条において「基準日」という。)以後直ちに、基準日を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 10 前項に規定する場合には、合併請求市町村の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、合併請求市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を合併対象市町村の長及び第一項の代表者に通知するとともに、これを公表し、かつ、合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。
- 11 第九項に規定する場合において、基準日から十三日以内に前項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、合併請求市町村の選挙管理委員会に対し、合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 12~20 (省略)
- 第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村(以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。)の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2~4 (省略)

- 6 第四項の規定により通知を受けた同一請求関係市町村の長は、当該通知を受けた日から六十日以内に、 それぞれ議会を招集し、第一項の規定による請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二の 二の二第一項の協議(以下この条において「同一請求に基づく合併協議会設置協議」という。)につ いて、議会にその意見を付して付議しなければならない。
- 7~10(省略)同一請求関係市町村の議会は、前項の規定により付議された事件の審議を行うに当たっては、政令で定めるところにより、第一項の代表者に意見を述べる機会を与えなければならない。
- 11 第六項の規定による議会の審議により、その議会が同一請求に基づく合併協議会設置協議について否決した同一請求関係市町村(以下この条において「合併協議会設置協議否決市町村」という。)の長は、基準日から十日以内に限り、選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。この場合において、当該合併協議会設置協議否決市町村の長は、当該請求を行った日から三日以内に、その旨を第一項の代表者に通知するとと

もに、これを**公表し**、かつ、当該請求を行った日から三日以内に到達するように、当該合併協議会設置 協議否決市町村を包括する都道府県の知事に報告し**なければならない。**

- 12~14 (省略)
- 15 合併協議会設置協議否決市町村において、基準日から十三日以内に第十一項後段の規定による公表がなかったときは、選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の六分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、当該合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対し、同一請求に基づく合併協議会設置協議について選挙人の投票に付するよう請求することができる。
- 16~33(省略)

今後の行事予定

(1) 東京都選管関係

月日	会 議 名	場所	時間	出 席 者
	■	当なし		
	可多	: ヨなし		

(2) 全選連関係

月日	会 議 名	場所	時間	出 席 者
	該	当なし		

(3) 都市選連関係

月日	会 議 名	場所	時間	出 席 者
8月19日	都 市 選 連 第 1 回 委 員 長 会	東京自治会館	15:00	委員長、局長
8月28日	都 市 選 連 第2回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
10月23日	都 市 選 連 次長・係長・一般職員研修	東京自治会館	未定	係長、事務局
11月19日	都 市 選 連 第 3 回 事 務 局 長 会	東京自治会館	15:00	局長
12月10日	都 市 選 連第3回次長・係長会	東京自治会館	15:00	係長
1月14日	都 市 選 連 第 4 回 事 務 局 長 会	東京自治会館	15:00	局長
1月16日	都 市 選 連 第 2 回 委 員 長 会	東京自治会館	11:00	委長、局長
1月26日	都 市 選 連 局長・次長・係長研修	東京自治会館	14:00	局長、係長
1月28日	都 市 選 連第 4 回 次 長 ・ 係 長 会	東京自治会館	15:00	係長
2月4日	都 市 選 連 委員長・委員研修	ホテル日航立川東京	15:00	委長、委員、局長
1月14日	都 市 選 連 第 5 回 事 務 局 長 会	東京自治会館	15:00	局長
2月19日	都 市 選 連 第 3 回 委 員 長 会	東京自治会館	11:00	委員長、局長
2月26日	都 市 選 連第 5 回 次 長 ・ 係 長 会	東京自治会館	15:00	係長

^{※6}月は東京都議会議員選挙(22日)、7月は参議院議員選挙(20日予定)のため会議無し

(4) 明るい選挙推進協議会(都市推協等)関係

月日	会 議 名	場所	時間	出席者
9月4日	東京都市明るい選挙推進協議会 連 合 会 会 長 会 議	東京自治会館	14:00	会長、局長
11月21日	東京都明るい選挙推進大会	府中の森芸術劇場	未定	会長、役員、局長、 事務局
12月2日	東京都市明るい選挙推進協議会 連 合 会 推 進 委 員 研 修 会	東京自治会館	14:00	会長、役員、局長、 事務局

(5) 市部第1ブロック (八王子、立川、昭島、日野、福生、羽村、あきる野) 単独選挙

(-) -1: H-1: 21• = -	
月日	選挙名
(3月8日 任期満了)	日野市議会議員選挙

令和7年6月22日執行 令和7年7月20日執行想定

東京都議会議員選挙 委員関係日程表 参議院議員選挙 委員関係日程表

月日	曜日	行事名	時間	場所	出席者
6月1日	日				
6月2日	月	委員会(定時登録)	10:00	601会議室	委員長、委員
6月3日	火				
6月4日	水				
6月5日	木				
6月6日	金				
6月7日	土				
6月8日	日				
6月9日	月	【都】当日投管・職代説明会	14:00	204-206会議室	委員長
0月9日	Я	【都】開票事務責任者説明会	16:00	204-206会議室	委員長
6月10日	火				
6月11日	水				
6月12日	木	委員会(【都】基準日・登録日)		601会議室	委員長、委員
6月13日	金	【都】立候補届出受付	8:15	204-206会議室	委員長、委員
0月13日	一位.	委員会(【都】氏名・公報くじ引き)	18:00	選管事務室	委員長、委員
6月14日	土	【都】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	根本委員
6月15日	日	【都】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	川鍋委員長
6月16日	月	【都】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	山下委員
6 H 17 H	مار	【都】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	桑原委員
6月17日	火	【都】外部立会人	14:00	あゆみえん	根本委員
6月18日	水	【都】外部立会人	10:30	聖明園寿荘	川鍋委員長
6月19日	木	委員会(【都】選挙立会人決定)	18:00	選管事務室	委員長、委員
6月20日	金	【都】外部立会人	$13:30$ $\sim 15:30$	聖明園曙荘	
6月21日	土				
	日	【都】選挙期日集合時刻	8:30	選管事務室	委員長、委員
6月22日		委員会(【都】名簿抹消)	10:00	選管事務室	委員長、委員
		【都】選挙立会人説明会	14:00	204会議室	委員長
6月23日	月				
6月24日	火	【都】当選証書付与	未 定	未定	委員長
6月25日	水				
6月26日	木				
6月27日	金				
6月28日	土				
6月29日	日				
6月30日	月				

令和7年6月22日執行 令和7年7月20日執行想定

東京都議会議員選挙 委員関係日程表 参議院議員選挙 委員関係日程表

月日	曜日	行事名	時 間	場所	出席者
7月1日	火				
7月2日	水	委員会 (【参】基準日・登録日)	10:00	601会議室	委員長、委員
7月3日	木	委員会(【参】氏名・公報くじ引き)	18:00	選管事務室	委員長、委員
7月4日	金	【参】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	川鍋委員長
7月5日	土	【参】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	根本委員
7月6日	日	【参】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	桑原委員
7月7日	月				
		【参】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	山下委員
7月8日	火	【参】当日投管・職代説明会	14:00	204-206会議室	委員長
		【参】開票事務責任者説明会	16:00	204-206会議室	委員長
7月9日	水				
7月10日	木				
7月11日	金				
7月12日	土	【参】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	根本委員
7月13日	日	【参】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	川鍋委員
7月14日	月	【参】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	山下委員
7月15日	火	【参】市役所期日前投票所立会人	8:15	201-202会議室	桑原委員
7月16日	水	【参】外部立会人	10:30	聖明園寿荘	(投票日決定後調整)
7月17日	木	委員会(【参】開票立会人決定)	18:00	選管事務室	委員長、委員
7月18日	金				
7月19日	土				
		【参】選挙期日集合時刻	8:30	選管事務室	委員長、委員
7月20日	日	委員会(【参】名簿抹消)	10:00	選管事務室	委員長、委員
		【参】選挙立会人説明会	14:00	204会議室	委員長
7月21日	祝				
7月22日	火				
7月23日	水				
7月24日	木				
7月25日	金				
7月26日	土				
7月27日	日				
7月28日	月				
7月29日	火				
7月30日	水				
7月31日	木				